

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社 七祐建設	代表取締役 前田 耕作	知事許可 (特) 第 6404 号	高知県南国市 奈路 88

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 3 年 4 月 28 日から令和 3 年 6 月 27 日まで (2 月)
指名停止の理由	<p>民間発注の複数の工事において、政令で定める重要な建設工事に、同一の技術者を主任技術者として配置したことにより、建設業法第 26 条第 3 項に違反し、同法第 28 条第 1 項に該当するとして、指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 20 号 (建設業法違反行為) に該当 同要綱の取扱いの別表第 2 関係 5 の (2) (県発注工事以外に関する建設業法違反) に該当</p>